

令和元年12月26日

特定商取引法違反の通信販売業者に対する業務停止命令（3か月）及び指示並びに当該業者の前代表取締役に対する業務禁止命令（3か月）について

- 消費者庁は、通信販売業者である株式会社TOLUTO（令和元年9月30日付けで株式会社e. Cycleから商号変更）（本店所在地：東京都渋谷区）（以下「同社」といいます。）に対し、令和元年12月25日、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）第15条第1項の規定に基づき、令和元年12月26日から令和2年3月25日までの3か月間、通信販売に関する業務の一部（広告、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- あわせて、同社に対し、特定商取引法第14条第1項の規定に基づき、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証することなどを指示しました。
- また、消費者庁は、同社の前代表取締役中谷裕一に対し、特定商取引法第15条の2第1項の規定に基づき、令和元年12月26日から令和2年3月25日までの3か月間、同社に対して前記業務停止命令により業務の停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を含む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

1 処分対象事業者

- (1) 名 称：株式会社TOLUTO
(法人番号：4011001118388)
- (2) 本店所在地：東京都渋谷区桜丘町26番1号
- (3) 代 表 者：代表取締役 佐々木 信一（ささき しんいち）
- (4) 設 立：平成29年9月13日
- (5) 資 本 金：300万円
- (6) 取 引 類 型：通信販売
- (7) 取 扱 商 品：化粧品、健康食品（ダイエットサプリメント）等

- 2 特定商取引法に違反する行為
顧客の意に反して通信販売に係る売買契約の申込みをさせようとする行為
(特定商取引法第14条第1項第2号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則第16条第1項第1号及び第2号)

- 3 同社に対する業務停止命令及び指示の詳細は別紙1、中谷裕一に対する業務禁止命令の詳細は別紙2のとおりです。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社TOLUTOに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社TOLUTO（以下「同社」という。）は、同社の運営する「ERUFLE」と称するウェブサイト（以下「本件サイト」という。）において、パソコン、スマートフォン等の情報処理の用に供する機器を利用する方法により、「REGRE リンクルセラム」と称する化粧品（以下「本件商品」という。）等を売買契約の申込みを受けて本件商品の販売を行っていることから、このような同社が行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

同社は、令和元年12月26日から令和2年3月25日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 同社の行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。
- イ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- ウ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

(2) 指示

ア 同社は、特定商取引法第14条第1項第2号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第16条第1項第1号及び第2号に該当する顧客の意に反して売買契約の申込みをさせようとする行為をしていた。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、当該違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築して、これを同社の役員及び従業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ 同社は、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するときは、同社の行う通信販売に係る表示について、特定商取引法の各規定を遵守した表示をすること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

4 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、「通信販売に係る取引の公正及び購入者」「の利益が著しく害されるおそれがある」と認定した。

- (1) 顧客の意に反して通信販売に係る売買契約の申込みをさせようとする行為（特定商取引法第14条第1項第2号の規定に基づく施行規則第16条第1項第1号及び第2号）

同社は、少なくとも令和元年5月16日から同年11月7日までの間、別添資料のとおり、本件サイトにおいて、購入者に対して本件商品を定期的に継続して引き渡し、購入者がこれに対する代金の支払をすることとなる契約（以下「本件定期購入契約」という。）の申込みとなる電子計算機の実行を行う当該申込みの最終段階の画面上において、本件定期購入契約の主な内容である2回目以降に引き渡される本件商品の代金の支払時期を表示せず、もって、顧客が当該操作を行う際に、当該操作が本件定期購入契約の申込みとなることを容易に認識できるように表示していないとともに、当該申込みの内容を容易に確認し及び訂正できるようにしていなかった。

- (2) 顧客の意に反して通信販売に係る売買契約の申込みをさせようとする行為（特定商取引法第14条第1項第2号の規定に基づく施行規則第16条第1項第2号）

同社は、少なくとも令和元年5月16日から同年11月7日までの間、別添資料のとおり、前記(1)の申込みの最終段階の画面上において、当該申込みの内容について、当該申込みを完了させるボタンよりも下に、当該ボタンの文字の大きさに比して著しく小さい文字で表示し、かつ、当該表示部分を複数回スクロールしなければその内容を最後まで確認することができないように表示しておきながら、当該表示部分にスクロールバーを表示せず、もって顧客が当該申込みの内容を容易に確認し及び訂正できるようにしていなかった。

中谷 裕一に対する行政処分の概要

- 1 名宛人
株式会社TOLUTO 前代表取締役 中谷 裕一（以下「同人」という。）
- 2 処分の内容
 - (1) 業務禁止命令の内容
特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。
 - ア 通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。
 - イ 通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
 - ウ 通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。
 - (2) 業務禁止命令の期間
令和元年12月26日から令和2年3月25日まで（3か月間）
- 3 処分の根拠となる法令の条項
特定商取引法第15条の2第1項
- 4 処分の原因となる事実
 - (1) 消費者庁長官は、別紙1のとおり、株式会社TOLUTO（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第15条第1項の規定に基づき、同社が行う通信販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
 - (2) 同人は、同社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者（特定商取引法第15条の2第1項に規定する役員）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者に該当する。



Step-1 → **Step-2** → **Step-3**

お申込み内容入力

お申込み内容確認

お申込み完了

入力内容にお間違いがなければ
ページ下のお申込みボタンを
押して確定してください。

お申込み内容

商品名	REGREリンクルセラム リンクルコース【毎月自動お届けコース】
単価(税込)	3,218円
金額	3,218円
商品合計	3,218円
送料	0円
合計	3,218円

お届け先

お名前

ふりがな

郵便番号

都道府県

住所1（市郡区/町・村）

住所2（丁目・番地以降）

住所3

電話番号

メールアドレス

性別

生年月日

ご確認事項

お支払い方法

コンビニ後払い（後払いドットコム）



▶ お申込み内容を確定する



◀ 修正する

商品名	REGREリンクルセラム リンクルコース【毎月自動お届けコース】
単価(税込)	3,218円
金額	3,218円
商品合計	3,218円
送料	

	0円
合計	3,218円

・人気NO.1のコースです。・リンクルコースは、4回以上のご継続をお約束頂いております。・リンクルコースの初回価格は2980円（税抜）となります。・リンクルコースの2回目以降の価格は通常単品価格より33%お得な12000円（税抜）となります。・1ヶ月毎に自動でお届けしますが、お届け周期は5ヶ月目以降お電話にて変更を受け付けております。・4回目お受け取り以降はいつでも中止いただけます。・リンクルコースで定期4回までお受け取りになった際の総額は38980円（税抜）となります。※通常価格の場合73920円ですので34940円（REGRE リンクルセラム 約1.9個分）もお得です。

商品の引渡し期間

ご注文確認後3営業日以内に商品を送送いたします。また、初回ご注文時における商品発送前のキャンセルは受け付けておりません。当店で在庫の無い場合は、別途メールにてご連絡させていただきます。（天候や交通事情により遅れる場合もございます。）※自動配送でのお申し込みの場合は、初回の発送日を目安に毎月商品を送送いたします。

【リンクルコース(毎月自動お届けコース)お申込の場合】

2ヶ月目以降は初回発送日から毎月1ヶ月ごとに商品を送送いたします。
休日などの為、商品を前倒しで発送することがございますのでご了承下さい。

© 2018 ERUFLE.